

緊急銃猟ガイドライン概要

令和7年7月
環境省公表



改正鳥獣保護管理法（令和7年4月成立）に基づく緊急銃猟制度の運用方法を市町村に丁寧に解説する。

〈緊急銃猟制度〉

○人の日常生活圏（農地や河川敷、建物内等）にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度。

〈必要な人員・関係者の協力体制の確保〉

○平時からの体制確保を推奨。
○特に、捕獲の実施者の確保について、以下を推奨。
・政省令の要件を満たす者（過去3年以内の大型獣の捕獲経験を有していること等）の特定
・外部者に委託の場合、**負担を考慮した日当の設定**
※環境省の交付金等が活用可能である旨も補足
※捕獲実施者に応諾義務はない旨を解説した上で、中・長期的な体制の確保の必要性も解説

〈保険の加入〉

○物損等に備え、予め**保険加入を推奨**。
○保険商品の選定に関する考え方（保険の対象範囲と市町村のニーズを踏まえるなど）の解説。
○**環境省交付金・特別交付税措置の活用**も紹介。

〈損失補償手続〉

○**損失補償の範囲や手続を解説**。
○人身事故については国家賠償法で対応。

〈付録〉

○地域住民等に向けた広報資料とガイドラインの概要資料（全8P）も収録。



〈ガイドライン目次〉

1 はじめに

- (1) 緊急銃猟制度とは
- (2) 本ガイドラインの概要、位置付け
- (3) 用語の整理
- (4) 本ガイドラインの構成

2 各主体の役割

3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

- (1) 対応マニュアルの作成
- (2) 必要な人員・関係者の協力体制の確保
- (3) 机上及び実地訓練・研修等の実施
- (4) 備品の確保
- (5) 保険の加入

4 緊急銃猟の実施について

- (1) 住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整
- (2) 都道府県に対する応援の要請
- (3) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備
- (4) 緊急銃猟に係る条件の確認
- (5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
- (6) 緊急銃猟のための土地の立入等（土地の立入、障害物の除去）
- (7) 緊急銃猟の実施
- (8) 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで
- (9) 損失補償手続
- (10) 捕獲後の実績の記録

5 事例

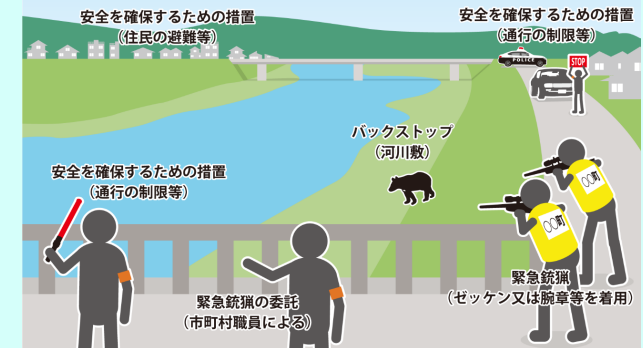
6 緊急銃猟の留意点（対象鳥獣の性質等）

7 警察との連携等について

付録

〈安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備〉

○**通行禁止・制限措置、住民の避難の考え方や方法**を解説。
捕獲の実施者等の情報も踏まえ、用いる銃器の性能、バックストップの状況等から、類似する事例も参考に個別に判断

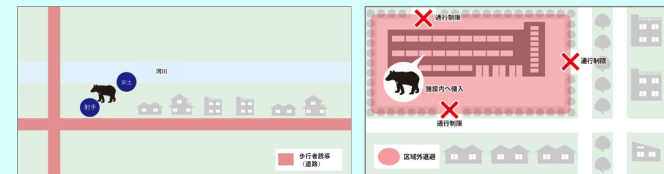


〈緊急銃猟の実施〉

○委託等した後は、発砲タイミング等は捕獲者の知見に委ねる。
なお、**緊急銃猟は市町村の責任の下で行われるものである**旨を解説。

〈事例〉

○**緊急銃猟の参考となる12事例**を図も用いて紹介。



例1 河川敷のクマの銃猟 例2 建物内のクマの銃猟

〈警察との連携等〉

○緊急銃猟の実施においても**警察は避難誘導等に協力する**旨及び危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等には**警察官職務執行法の適用も排除されない**旨を記載